

2006年4月1日

NPO 法人 渋谷区サッカー協会会則

1. 組織・目的

イ) 本会則は非営利活動法人渋谷区サッカー協会の定款をもとに、区内在住在勤のサッカー(フットサルを含む)愛好者および団体を持って組織し、市民体育の向上を図り、スポーツ精神を涵養し区内におけるサッカー競技の普及と振興ならびに親睦を深め技術の向上を図ることを目標として定める。

ロ) 以下、目的に賛同し協会に加入(加盟)したチームを会員と称する。

2. 事業

協会は上記の目的を達成するため会員に対し次の事業に参加させることができる。

イ) 大会の開催

ロ) 技術講習・研究

ハ) 審判員養成

ニ) 他地区との交流

ホ) 体育協会、教育委員会、都サッカー協会等の行う事業への参加・協力

ヘ) その他

3. 会議

会員連絡会議は理事長が召集して行う。

会議は少なくとも年1回は行う。但し必要に応じて臨時に開くことができる。

4. 会計

協会の経費は次のものにより収支する。

イ) 会費(加盟費) カテゴリー別に定める。

ロ) 寄付金、その他

5. 加入・脱退・処分

イ) 協会に加入を希望するサッカー愛好者(団体)は理事会の承認を要する。

ロ) 会費を納入しないものは加入を認めない。

ハ) 脱退する場合は理事会に届けること。

ニ) 団体または所属選手として、協会の名誉を毀損しまたは品位を失墜する行為を成したものは、所定の手続を経てこれを除名または権利停止処分をすることができる。

6. 会則の改正・施行

イ) 会則の改定は理事会においてできる。

ロ) この会則は2006年4月1日より施行する。

7. 付則 2007年3月20日改定